平成３０年度　第２回大阪府消費者保護審議会　議事録

■日　　時　　平成３１年２月１４日（木）午前１０時から

■場　　所　　大阪府立労働センター（エル・おおさか）　６０６会議室

■出席委員　　池田委員、鈴木委員、千葉委員、藤本委員、若林委員、大森委員、

岡本委員、高比良委員、中浜委員、中村委員、山本委員、古株委員、

湯谷委員、吉田委員

（計14名）

■会議内容

○事務局　時間となりましたので、ただいまより平成30年度第２回大阪府消費者保護審議会を開催いたします。

○事務局より配付資料の確認

○事務局

それでは、会議の成立についてご報告させていただきます。本審議会の委員総数は１７名でございます。本日は、１３名の委員の皆様にご出席いただいており、大阪府消費者保護審議会規則第４条第２項の規定によります過半数の委員にご出席いただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます（千葉委員は遅参）。出席委員および事務局につきましては、配席図をもってご紹介に代えさせていただきます。それでは、開会に当たりまして、岡本府民文化部長より御挨拶申し上げます。

○岡本部長

大阪府府民文化部長の岡本でございます。委員の皆様方におかれましては、本日たいへんお忙しい中、平成３０年度第２回消費者保護審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。日頃から大阪府の消費者行政の推進にあたりまして、御理解と御協力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして感謝申し上げます。府民の皆様の安全で安心な消費生活を実現することは、私共、取り組むべき最重要課題の一つと認識しております。昨今の、特に高度情報化や国際化、高齢化の進展にともない、インターネット関連の消費者トラブルや高齢者を狙った詐欺的な商法、仮想通貨などの新たな商品、サービスを利用した悪質商法など、消費者トラブルや被害は悪質化、巧妙化の一途をたどっております。その一方で２０２２年４月からは、成年年齢が１８歳に引き下げられることになり、知識や経験の乏しい若者が悪質事業者の新たなターゲットになることが懸念されます。私共も既に若年者層に対しましては、教育・啓発ということで高校教材の充実を図ったり、或いは、夏休みに高校生に人気のタレントを使って啓発などもしておりますが、やはりこういった状況の中で、消費者を取り巻く社会経済環境の変化に対応した新たな消費者基本計画を策定いたしたいと考えておりまして、それにあたりまして皆様、消費者保護審議会に御意見を頂くため本日、諮問をさせていただきます。現在の基本計画は、平成２７年度にスタートいたしまして、平成３１年度までが計画期間となっております。次期基本計画策定に向けて、現行計画に基づくこれまでの消費者施策の実施状況について点検するとともに、この間の消費者を取り巻く環境変化を踏まえた御意見を賜ればと考えております。委員の皆様には、幅広い視点から御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、今後とも大阪府の消費者行政の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせて頂きます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局

では、はじめに大阪府知事から大阪府消費者保護審議会に大阪府消費者基本計画（第２期）の策定について、諮問を行います。本日は大阪府知事の代理として、岡本府民文化部長から池田会長へ諮問書をお渡しいたします。

○岡本部長

大阪府消費者基本計画（第２期）の策定について諮問。大阪府では、消費者被害の救済や消費者啓発、情報提供等により実効性のある消費者施策を展開するため、平成２７年３月に大阪府消費者基本計画を策定いたしました。基本計画の期間は、２０１９年度までの５年間となっており、現行の基本計画に基づく施策の実施状況を点検し、消費者を取り巻く社会経済環境の変化に対応した基本計画（第２期）を策定したいと考えております。つきましては、基本計画（第２期）の策定にあたり、大阪府消費者保護条例第８条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。

○事務局

岡本部長は業務の都合上、ここで退席させていただきます。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。これからの議事につきましては、池田会長にお願いしたいと思います。池田会長、よろしくお願いします。

○池田会長

皆さん、おはようございます。年度末が差し迫って、大変お忙しい中御参集賜りまして誠にありがとうございます。お礼申し上げます。これより議事に入らせて頂きます。ただいま知事からの諮問書を頂きました。今日の議題に直接関わることでございますが、色々と皆様のお知恵を借りながら深めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。まず議題１、それから議題２の両方に関連いたしますので、一括して取り上げさせていただきます。１は大阪府消費者基本計画（第２期）の策定について、２は基本計画策定検討部会の設置についてということでございます。２つにつきまして、事務局から少し時間を置いた感じになるかと思いますが、御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　　資料１～３について説明

○事務局

説明の途中ですけども、千葉先生にお越しいただきました。ここから加わっていただきます。これにより出席者数は１４名になる予定です。では、戻します。

○事務局　　資料４～５について説明

○池田会長

相当ボリュームのある説明をいただきました。基本的に計画の第２期についての策定に関するところ。それから、それに向けた検討部会の設置についてということになります。多少、分かりにくかった点もあろうかと思いますが、その点のスケジュール案も含めまして、御質問等あるいは御意見でも構いませんが、ありましたらお願いいたします。

○大森委員

審議の進め方と、骨子案についてひとつずつ意見を述べさせて頂きたいと思います。審議の進め方について、これから検討部会おそらく設置をされて、ここで具体のお話をされるんだと思うんですけど、検討部会の委員に指名されなかった審議会委員については、資料を頂いたのが昨日ということもありますので、まだ読み込めてもないですし、やはり審議会委員として意見も検討部会のほうで参考にしてもらいたいと思いますので、何らかの形で意見を出せるような御配慮をお願いしたいなということと、検討部会は是非、公開で行っていただきたいなと、後、審議回数ですけど、第１期計画の時は検討部会に入らせてもらいましたけれど、部会が３回あってその後審議会を２回やって取りまとめたと記憶しております。審議の状況がどうなるかわかりませんが、必要があれば回数を増やすということも含めて御配慮いただいて、充実した審議が出来ればいいなと思っておりますので、是非そういう御配慮をお願いしたいなということです。内容については、私は消費者の代表なので是非、消費者にも分かりやすくて、消費者がどうやってこの計画に参加したり寄与したりすればいいのかということが、わかるようなものにしたいなということと、それと実効性を持った計画にしたいということにこだわりたいと思っています。率直な第一感は、分量が多くて、重複している記述も多くて、もうちょっと整理してシンプルな構成にならないかと思いますが、ここまで出来上がっているとそれは難しいのかなと思っています。是非お願いしたいのは、消費生活センターが所管する事業の中で、重点課題と目標を示すということは、是非お願いをしたいと思うんです。このことは、第１期の際の審議会答申の終わりにも既に指摘がされていることとなります。その部分が、現状を踏まえて施策を整理し、重点的に取り組む施策や数値目標または管理指標の設定を検討するなどして、計画的に実施していくべきであるというふうに、前回の答申では書いてあります。是非、そういう方向で検討を深めたいなということで、ちなみに都道府県でこういう基本的な文書を策定しているところを私が数えた限りで３２ありますが、そのうち２６の計画では数値目標あるいは管理指標というものを持っていますし、消費者教育推進計画ということになれば、３０の計画がそういう数値を含んだ目標を持っておりますので、是非大阪でもそういうことにしていただきたいなと。そういう視点でこの骨子案のところで、前半２０ページまでで事務局としての色んな課題も設定されているという御説明もあったところなんですが、第４章の施策の展開のところを見ますと、具体的な取組は全部並列で列挙されておりまして、今の課題に対してどういう取組をするのか、どの取組を強化するのか、どこまでやるのかということが読み取れないんですね。数値的に書いてあるのは、４２ページに２０２０年までにすべての高等学校で教材を活用した消費者教育が実施されるようにめざしますという目標が記載されていて、これは大変素晴らしいなと思いますけれども、そのために具体的にどういう取組をするとかということは、わからないということになっているかなと感じています。審議会では課題をもう一度整理して、これについてはこういう施策をやると、目標はこういう目標を持って、実効性をもって実施するというところを提言することが、審議会には求められているのかなと感じている次第です。以上です。

○池田会長　　ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

○千葉委員

すいません、千葉です。遅れましてまずお詫び申し上げます。今冒頭では、包括的なお話というところから入って、具体的なお話という方向であったと思うんですが、前回との関係で気になる点が何点かございますので、それをお話しした方がいいかなと。まず、府の基本計画は、２０２０年度から５年ということになりますよね。そうしますと、既に国のほうの消費者行政のところで資料としてわかっているんですが、第４部の基本計画について既に、国も２０２０年度から第4期が始まるんですけれども、それに向けて既に検討案が出ておりまして、今年の1月8日に既に報告書が出ております。この報告書との関係で、おそらくこの内容に従って国の基本計画が更に詳細に或いはそぎ落とされる部分もあるかもしれませんが、方向は既に出ている訳ですね。これとの関係で、府のほうの取組がマッチングしているというんですかね、国のほうがやるといっているのに、こちらのほうで計画の中に入っていないという点がないかどうか、一度御点検いただいたほうがいいんではないかと思います。それともう一つ、府の今度の新しい計画で、消費者教育のところが下線が引いてあって、そこが評価ということで記載があるんですけども、こちらについても、先程資料の中で御紹介もあり御説明の中にも出てきましたけども、若年者の成人年齢が２０２２年から引き下げられるということで、若年者に対する消費者教育についてアクションプログラムが４省庁でありまして、この４省庁は２０２０年までに何とかしろといってるんですけれども、２０２０年までに何とかしろといってるのは、数値目標がピッタリと入っておりまして、まず申し上げますと、「社会への扉」ですね、少なくともこれは全都道府県で教材として使うと言っておりまして、２０２０年度には４７都道府県で、副教材としていれるということが明らかになっています。それから消費者コーディネーターについても、都道府県単位で１名置くという数値目標が出ているということになります。ですので、この例からもお分かりのように、２０２０年度段階で既に入るということになりますと、それを前提にして次の計画を立てなければいけないということですので、今書いてらっしゃることよりは、一つ先のことまで想定しないと次の５年になりますので、まずいのではないかと思います。なので２つの資料ですね、国のほうの基本計画、２０２０年度からの基本計画についての擦り合わせがどこまで行われているかということと、２０２０年度までに既に到達する点について、２０２０年度以降に計画の中に入っているということについて、どう考えられるのかということをまず申し上げたいとい。最初のほうの次期の基本計画の関係で、更に二点ほど少し詳しく申し上げたいんですが、府の関係でいきますと、次の第4期の国の基本計画は、県レベルではなく市町村レベルにも基本計画の策定を求めておりまして、これについての記述は恐らくないのではないかと思うんです。府としてどういうふうに府内の市町村について支援なりしていくのかということについては、あまり書いていないのではないかと思います。それから次期の基本計画との関係で、府のほうも強化したいとおっしゃってる消費者教育については、この審議会の委員の方がメンバーになって設置が前回認めれました大阪府消費者教育推進地域協議会、そういう名前の協議会が一応は設置されているんですが、消費者教育を推進する期間として位置付けるということが非常に明確に書いてあります。この消費者教育の中には、学校教育と社会教育といいますか成人教育といいますか、その部分の推進機関としての位置付けが非常に重要なものとして書いてありまして、先程のお話ですと、地域の見守りネットワークが言われている安全協議会のほうは説明でも入ってきて、それは非常に素晴らしくてやって頂いたらいいと思うんですけれども、協議会のほうについては、そこは推進部会になるのであれば、そこをどうするのかということが基本計画の中に盛られないといけないと思うんですけれども、その点何も何か御説明がなかったように思いますし、記述も非常に薄いのではないかと思います。今、具体例を挙げさせて頂きましたけれども、その辺りもう一回少し考えていただく必要があるんじゃないかと思います。

　　　国の4期の基本計画の策定に私自身も加わったということもありますが、月1回ペースで審議をしておりまして、それはどうしてかといいますと、社会が物凄く変わっているという状況の中で、前回踏襲というのではどうにもならないというところから始まりまして、第3期と第4期についてはかなり変わっております。柱立てについても検討されております。柱立てのところの検討の中で、非常に大阪府の柱立てのところで問題であると思うのは、2番目の柱立てだと思うんですが、消費者の自立への支援と書いてありまして、全員が自立できるということを目指すということをもしお考えだとすれば、それは難しいだろうということは、日常生活を見てもお分かりだと思います。高齢者層が非常に増えて、認知症になる人の数が増えるという中で、その人達が自立するということは恐らく不可能ということになりますので、次期の基本計画でも、保護すべき人とか脆弱な消費者なんていう言葉が出てきまして、そういう人たちに対して支援することと、それから自立できる人に対して支援することと、二本立ての柱になっております。この整理ができているのかということが、非常に気になります。この支援プログラム系で教育が問題なんですが、教育と啓発が全然分かれて記載がされてないということが気になるところですので、基本計画の重点項目が教育のところであるとすれば、今の点も少しお考えいただいた方がいいのではないかと思います。ちょっと長くなりましたがすいません。

○池田会長

どうもありがとうございます。今の段階で事務局のほうでコメントいただく点がもしありましたら、国のほうの施策との関係について、もちろん非常に重要なことで、既に対応しているところもあろうかと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

国の基本計画が進められていることはネットなどで情報が公開されていますので、私共も報告が出るたびに、それは拝見しております。確かに、脆弱な消費者というような新しい言葉も出てきてまして、その自立との整理というところも考えたんですが、ちょっと脆弱という言葉がその言葉でいいんだろうかというところに、ちょっと引っかかってしまいまして、そこはちょっと深く掘り下げる作業は今回はしていませんでした。それから、確かに国の関係でかなりやらなければいけないこと、例えば、ネットのメルカリとか流行っているああいうBｔｏCではないプラットフォームビジネスというんですか、ああいうのにかなり紙面がさいてありまして、まずは国において法整備なりそういう動きをとられた上で、自治体が動くべきことなのかなというところで、かなりその部分が国の計画にはありましたので、それについてはちょっと自治体の計画としてはという部分がありましたので、触れていないところはあります。後、確かにおっしゃるとおり基本計画の策定、市町村レベルにもというようなことは記載してございました。今現在の状況、市町村の体力、市町村の状況を見ている中で、なかなか難しいのではないのかなというところもありまして、今回の骨子案には記述していないというような経緯はございます。御指摘頂いたことも含めまして、今後考えていきたいと思っております。

○池田会長

色々と御意見頂いたところは、部会の設置を今回もしお認めいただければ、その中で生かせる形にしていきたいと思いますが、個々で本日御欠席となっています薬袋委員のほうから事前に御意見を頂いておりますので、まず事務局のほうから紹介いただけますでしょうか。

○事務局

薬袋委員のほうから本日欠席されるということで、伝えて欲しいということで文書を承っております。読み上げさせて頂きます。「本日所要のため、審議会を欠席いたしますことをお詫び申し上げます。本来ならば出席の上、意見を申し上げるべきと存じますが、本書にて当職の意見をお伝えさせていただきます。審議において御配慮いただけましたら幸甚です。①議題１及び２につきましては、いずれも賛成いたします。②議題１に関し、基本計画に付随する行程表（基本計画に基づいて講ずべき具体的施策について、期間中の取組予定、実施状況を示したもの）を作成することについても検討されることを希望します。③議題２に関し、新たに設置する部会における検討を行うにあたり、事前に、または検討を行う早い段階で、部会のメンバー以外の審議会委員の方の意見を求め、計画案の原案にこれを反映させる機会を確保されることを希望します。以上、宜しくお願いいたします。」

○池田会長

ありがとうございます。更に御質問、御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。まだ御発言いただいてない方、もしございましたら。

○若林委員

既に言われていることで、重要だと思うことを一つお願いしたいと思います。個別の内容についての議論は、また機会があればと思いますけれども、先程も委員から御発言がありましたように、ある種の数値といいますか、評価が大枠としてここで書かれているこういう現状があります、こういう施策があります。大枠としては大事なことは書かれていると思う訳ですけれども、どれぐらいの被害の数字があって、あるいはどれぐらいの問題があって、それをこの施策によって、どれぐらいの数に減らすのかという、いわゆるアウトカムと言われているものですが、社会的な状況に対する評価指標、すべてについて作れるとは思いませんけれども、重要な大阪府の中で起こっている問題を、数字としてちゃんと明確にして、今現状はこうなっている数字に対して、このように減らしていく、このように改善をしていくという新たな数字を決めると、そういう状況に対する認識も目標も持っていただきたいですし、同時にそれを実現するために、先程全ての高校にという話、何年までにというのもございましたが、業務の内容に関する今度はいわゆるアウトプットといわれているチラシを配るとか、これだけの教材を作ってセミナーに参加者が何名であるとか、生活相談員が何人であるとか、こういう業務における数字、これを現状はどうで、それをどのように引き上げていくかということで、これは消費者行政だけにいえることではないですけれども、府の施策がエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングといわれるしっかりとした根拠に基づいた、根拠は全て数字じゃなくてもいいんですが、数字が一番はっきりするものですから可能な限りそういうことではあるんですが、そういった形で政策判断あるいは施策が有効に機能しているか機能してないか、重点的な取組に対してしっかりと施策を集中するためには、そのようなことを今回の計画の中では、一層明確になるようにアウトプット、政策目標そして成果、そういったことに関する明確化を是非、進めていただけたらと思います。以上です。

○池田会長

ありがとうございます。今日、時間の関係もありますので、できれば後もう一人ぐらいで、そろそろ部会の設置の件についてお諮りしたいと願っていますが、何か御発言いただく方いらっしゃるでしょうか。それでは、またの時に御意見を頂く機会についても御指摘ありましたので、その点についても、どのような方法が可能かという点についても検討して参りたいと思いますが、まずは本日、基本計画策定検討部会を設置することにつきまして、先程資料の５に基づきまして説明がございました。これによりまして、当審議会の規則の１７条の第１項で、審議会は部会を置くことができるということになっております。その点につきまして、委員の皆様にお諮りしたいと思いますが、部会の設置についていかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○大森委員

部会の設置については、何の問題もなく賛成なんですが、先程の発言のところで進め方について配慮をお願いした点と、薬袋先生からも部会メンバー以外が意見を出せるようにという御指摘も、文書で出されてるようなんで、そのあたりについては、池田会長のほうで御配慮いただけるということでよろしいんでしょうか。

○池田会長　　検討して参ります。

○千葉委員

設置しないと進めないと思いますので設置をすることは賛成なんですが、今２人の委員の方からもお話がありましたように、結構大変な時期なんですね、多分オリンピックによって社会もかなり変わっていくという状況だと思いますので、是非、検討するではなくて部会に参加されて、一応叩き台を作られた段階で、１回中間整理の報告を審議会のほうにしていただいて、それで皆さんの意見も聞いた上で、最終取りまとめに向けて議論していただくという形で、少しスケジュールについても明確な形にしていただくことが、皆さんにとってもいいのではないかと思いますので、その点を一つはお願いしたいということと、二つ目ですが、消費者教育についてかなり重点項目として今回の事務局案に挙がっているんですが、審議会のメンバーの中に大学の教授の先生はいらっしゃるかもしれないんですが、実は肝心の高校までの教育についての実情が分かる方がいらっしゃらないと…いらっしゃるんですか。

○鈴木委員　　学習指導要領の策定に関わってます。

○千葉委員

そうですか。もし、いらっしゃるということであれば良いかと思うんですけれども、事務局の案のところで非常に漏れてるのは、学校の先生が消費者問題についてほとんど知らない。もうちょっと言いますと、文科省の指導要領を作っている人で消費者問題を認識している人は極々限られていて、見つけるのが難しいぐらい家庭科以外はないですね。そういう状態で、特に公民関係は壊滅的な状態ですので、そうすると、それを前提にして基本計画を、しかも先程お話がありましたように、重点事業評価指標・ＫＰＩと言いますけども、これだけではなくて具体的成果・アウトカムについても、具体的な実質的な数値まで広げていくというのが、今後の行政の推進の全体的な方向ですから、そうすると少し専門委員ですね、検討部会の中に専門委員を配置するということも含めて御検討いただいたほうがいいんじゃないかと思います。スケジュールと専門委員の配置ということについて付加した上で、賛成させていただきたいと思います。

○池田会長

御指摘ありがとうございます。それでは部会の設置については、御了解頂いたということで、検討部会を設置させていただきます。次に既に話題になっておりますが、検討部会の委員につきましては、先程の当審議会規則第17条の第２項で、部会に属する委員等は会長が指名するということになっております。今、御指摘いただいたところも含めて、事務局とも擦り合わせ等しながら、私のほうで御指名をさせて頂きたく思います。それから、１７条第３項で、部会に部会長を置き会長の指名する任を持っているというふうになっております。これは前回第１期の際に、私自身が部会長として取りまとめをいたしましたので、今回もそのような形でさせて頂きます。その他様々な点につきましても、御指摘いただいた御意見、大変貴重なところも重々わきまえながら、皆様方の御意見いただけるような形で、委員の選考も含めて事務局を通じておっしゃるようにするというような形にさせていただきたいと思います。ということで、何か更に御意見いただける方がもしおられましたら承りますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、議題３のその他というところになります。事務局のほうから、よろしくお願いいたします。

○事務局

事業者指導担当から、御報告とお願いがございます。まず、消費者保護条例第２６条に基づいて、消費者保護審議会規則第６条において、消費生活苦情審査委員会をこの審議会に置いていただいておりまして、池田会長他合計７名の委員の方に御就任いただいてるところでございます。今般、府内の消費生活センターにおいて、あっせん不調になった案件について、この苦情審査委員会に付託がありました。今後、あっせんまたは調停に向けて進めることになります。あっせん調停につきましては、消費者保護審議会規則７条におきまして、会長の指名で３人以内のあっせん委員が行うということにされておりまして、池田会長とも御相談させて頂いた上で、池田会長に委員長、薬袋先生、大阪弁護士会から予備委員候補として、推薦名簿を頂いている名簿の中から髙橋敏信先生に予備委員に御就任頂きまして、あっせん調停を進めてまいりたいと考えております。あっせん調停の進捗にもよりますけれども、この消費者保護審議会の日程とは別に、消費生活苦情審査委員会を開催させていただくこともあろうかと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。また、事業者指導の状況についてですけれども、今年度4月と9月に景品表示法の措置命令それから5月に特定商取引法の業務停止命令と業務禁止命令等行っておりまして、それ以降もそれぞれの事案についての調査等を進めております。本日、一部報道で、私共が調査をしているという報道がなされておるんですけれども、調査の途中でこういったことをお知らせすることもございませんし、調査をしているとも、していないとも申し上げられない状況でございます。

○池田会長

ありがとうございます。それぞれの個別事案につきましては、一定の守秘義務等管理で、部会の説明について差し控えるところがあろうかと思いますが、ただいま事務局より説明がありました点について御質問等ありましたらお願いいたします。一応、今日の予定をしております議題については、一応すべて御説明・お諮り等させていただきましたが、改めてせっかくお忙しい中お集まりいただいてますし、御意見のある委員の方がもしおられましたら、よろしゅうございますか。それでは、大変先生方お忙しい中貴重な御意見等賜りまして、誠にありがとうございました。本日は、以上を持ちまして議事滞りなく終わらせていただきます。それでは、後は事務局にバトンタッチさせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

○事務局

池田会長並びに委員の皆様、どうもありがとうございました。では、閉会にあたりまして濵本消費生活センター所長から御挨拶させていただきます。

○濵本所長

それでは一言御挨拶させていただきます。本日、委員の皆様には本当に大変お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。また貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。千葉委員からお話がありました、国のほうで同じ２０２０年４月スタートということですけれども、消費者基本計画が策定されると、御案内のとおり１月にあり方検討会の報告書が出されました。私共も途中経過も含めましてフォローさせていただきまして、報告書自身も拝見させていただいています。これから国において、この報告書を踏まえて、更に消費者委員会のほうからも色んな御意見が付くかもわかりませんが、消費者庁自身として、最終的に国の計画として策定していくということになろうかと思います。私共も、あり方検討会の報告が、今後、国の計画の中でどういう形で取り込まれていくのかというところがありまして、もちろん国の計画との整合性を図っていくということを、充分わきまえていかないといけないと思うんですけれども、今後の動向を踏まえて、我々も計画づくりをしていかないといけないと。今日、お示しをさせて頂きました骨子案は、今の計画に基づいて、昨今の環境変化を踏まえてあるいは施策の実施状況を踏まえて、一定の整理をさせていただいたということで、これからこの審議会において、様々な御議論があろうかと思います。そういった御議論、その際には当然、国のあり方検討会の御議論、そういったものも当然入ってくるかと思いますし、それ以外の要素も多々入ってくるかと思います。そういったことを含めて、御議論いただいた結果を答申という形で頂くことになろうかと思いますし、それをいかに我々のほうが、現段階では骨子案ということですけれども、追記、或いは修正していくのかという作業になってこようかと思います。そういった中で、審議会には、色んな御意見を頂戴することになると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。それともう一つ、そういった意味で骨子案については、どうしても現在大阪府として取り組んでいる施策を中心に記載しておりまして、なかなか平成３２年度といっていいのかあれですけれども、２０２０年度からの施策についての、まだ中長期的な見通しがしっかり立てられている訳ではございませんので、現施策、３１年度予算化をしようというふうなことについて、整理をしており、安全サイドで書かせていただいている部分もございますので、そういったところで今後、３２年度以降の施策のあり方あるいは予算要求、こういったものを踏まえての記載ということで、今後個々の取組については、色々と検討させていただくことになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。そういった意味で力不足というふうな御指摘もありましたけれども、そういったところについても良い御意見を頂いて、その上で、判断させていただきたいと思っております。当然、庁内調整が必要なものも多々ございますので、私共、消費生活センターあるいは府民文化部で単独でこうしますああしますということは、なかなか言う訳にはいきませんので、そのあたりについても汗を流して努めさせていただきたいと思います。それと若林委員からも、アウトカム・アウトプットというお話がありまして、当然、府の施策についても、できるだけそういうふうなアウトプットの指標、あるいは成果指標としてのアウトカムについても、一定、我々のほうでも予算の獲得へ向けては、設定するという部分もあります。ただ、すべての施策・事業について、そういうものが実現できれば、それがきちっと本当は整えられるべきかもわかりませんけれども、なかなかそういう設定ができるという訳ではありませんし、またそういう設定にそもそも馴染まないという部分なんかもございますので、このあたりについては今日頂いた御意見も踏まえて、そういうものが可能であるものについては前向きに検討したいと思っております。いずれにいたしましても、今日は本当に幅広い様々な御意見をいただきました。それと、こ部会設置を御議決いただきましたので、基本は部会での議論になろうかと思いますけれども、今日、大森委員、それと御欠席でありますけれども薬袋委員からも、進め方についての御意見もございました。この点につきましては、我々、事務局でございますが、池田会長、今後は部会長を兼ねて頂けるということでございますので、しっかり調整をさせて頂いて、可能な限り委員の皆様から御意見を集約できるような形で、議論を進めさせていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。